

佐野市監査委員告示第21号

定例監査の結果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和7年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和7年12月25日

佐野市監査委員 高橋孝之

佐野市監査委員 井川克彦

第1 対象部課

行政経営部(行政経営課、危機管理課、人事課、デジタル推進課)

第2 監査期間

令和7年10月24日(金)から同年12月25日(木)まで

第3 監査の結果

1 行政経営課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

2 危機管理課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

3 人事課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

4 デジタル推進課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。